

三重県災害時小児周産期リエゾンの具体的運用について  
(運用計画「3. 招集基準等(2)」関係)

1. 派遣要請方法

- (1) 派遣要請にかかる窓口は、三重県医療保健部地域医療推進課（以下「地域医療推進課」という。）とする。
- (2) 県保健医療調整本部へ招集する災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）への派遣要請は、原則として電話により派遣要請するリエゾン本人に行う。
- (3) 派遣要請を受けたリエゾンは、所属施設内で調整のうえ、派遣受諾の可否について地域医療推進課へ報告する。
- (4) 地域医療推進課は、招集したリエゾン等の情報をメーリングリスト等により全リエゾン委嘱者に情報共有する。

2. 派遣要請順等

- (1) 県保健医療調整本部へ招集するリエゾンは、原則、産科・産婦人科医1名、小児科・新生児科医1名とする。
- (2) リエゾンの派遣要請順は下記のとおりとする。

【リエゾン派遣要請順】

派遣要請順	産科・産婦人科		小児科・新生児科	
	所属	名前	所属	名前
1	〇〇医療センター	●● ●●	□□病院	■● ■●
2	△△病院		〇〇病院	
3				
4				
5				
6				
7				
8				

- (3) 招集されたりエゾンは、所属病院の状況や健康管理を勘案して、過度の負担とならないように適宜交代していくものとする。

3. 参考

【大規模災害発生時の小児・周産期医療体制（イメージ）】

